

令和8年度概算要求のうち 建築物のライフサイクルカーボン関係について

I. 国土交通省関係

II. 農林水産省(林野庁)関係

III. 環境省関係

Ⅱ. 令和8年度概算要求の主要事項

4. 住宅・建築物における持続可能な社会の構築

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、**住宅・建築物分野の脱炭素化を促進**するため、省エネ対策に加え、建築物の**ライフサイクルカーボン削減**に向けた取組を推進する。

背景

ストック全体の省エネ性能の引上げ

- **新築時**の対策強化の必要性(ZEH・ZEB水準の省エネ性能)
- **既存ストック**の低い省エネ性能(現行基準適合ストックは**19%**)

<省エネ化の目標>

2025 : 省エネ基準適合の義務づけ

2030 : ZEH・ZEB水準の省エネ性能適合を義務づけ

2050 : ストック平均でZEH・ZEB水準の省エネ性能を目指す



住宅省エネ
2025キャンペーン

建築物のライフサイクルカーボンの削減

- **建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価(LCA※)等**
を促進するための制度の構築

<建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議(R6.11～)>

・基本構想(2025.4連絡会議決定)を公表

→2028年度を目途に建築物LCAの実施を促す制度の開始を目指す



建築生産者・建材製造等事業者の**脱炭素化の取組**



脱炭素化に取り組んだ建材等
や建築物の**需要拡大**

建築物LCAの実施による
脱炭素化の取組の**可視化**



投資家・金融機関、建築物利用者による**評価**



※ LCA…ライフサイクルアセスメント

主要事項

1. 省エネ性能向上・ライフサイクルカーボンの削減

- 既存住宅・建築物ストックの省エネ化の促進
- 新築住宅・建築物の省エネ性能の引き上げ
- BIMと連携したLCAの実施等への支援

2. 木材利用の促進

- 優良な中大規模木造建築物等の整備等への支援
- 木造建築物等の規制合理化に向けた基準整備

3. 住宅・建築物分野のDX推進

- 建築行政手続等の総合的なDX化への取組強化
- 空き家データベースシステムの整備

4. 住宅・建築分野の国際展開

- 新興国等における事業展開への支援

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、住宅・建築物の脱炭素化をさらに推進するとともに、国際的な潮流に対応するため、ライフサイクルカーボンをよりの確に算出・評価する先導的な事業等への支援を強化する。

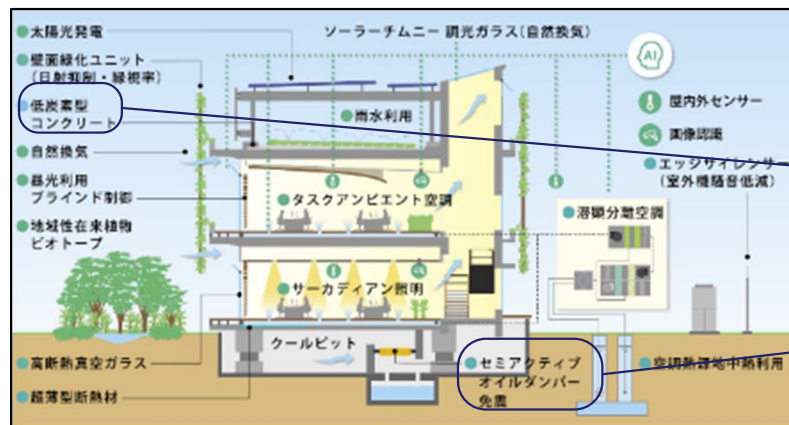
＜現行制度の概要＞

【事業概要】

CO₂の削減、健康・介護、災害時の継続性、少子化対策、防犯対策、建物の長寿命化等に寄与する先導的な技術が導入されるリーディングプロジェクトを支援

先導技術の一例

■ 建築物



■建設時における省CO₂効果がある技術

■建物を長寿命化させる取組

■ 住宅



■高断熱による外皮負荷削減とエネルギー消費量のミニマム化

■水素吸蔵合金を利用した季節間のエネルギー融通システム

■EV・V2Hによる電力融通

■街区の緑化、周辺地域の避難場所提供

「先進性」と「普及・波及性」を兼ね備えたプロジェクトを先導的と評価

- ・学識経験者から構成される評価委員会において評価し、採択を決定
- ・「ライフサイクルカーボンをよりの確に算出し削減する取組」等に資するプロジェクト等も積極的に評価

＜補助対象＞ 設計費、建設工事費等のうち、先導的と評価された部分

＜補助率＞ 1/2 等

＜限度額＞ 原則3億円／プロジェクト
新築の建築物又は共同住宅について建設工事費の5% 等

建築物のLCAの実施によるLCCO₂削減の推進（GX）と建築業界全体の生産性向上の推進（DX）を図るため、建築物のLCAの実施と建築BIMの普及拡大を一体的・総合的に支援する。

<現行制度の概要>

● 補助要件

<BIM活用型>

- 次の要件に該当する建築物であること
▶耐火/準耐火建築物等 ▶省エネ基準適合
- 元請事業者等は、下請事業者等による建築BIMの導入を支援すること
- 元請事業者等は、本事業の活用により整備する建築物について、維持管理の効率化に資するBIMデータ整備を行うこと
- 元請事業者等または下請事業者等またはその両者は、上記のうち大規模な新築プロジェクトにあつては、業務の効率化又は高度化に資するものとして国土交通省が定めるBIMモデルの活用を行うこと
- 元請事業者等及び下請事業者等は、「BIM活用事業者登録制度」に登録し、補助事業完了後3年間、BIM活用状況を報告すること。また、国土交通省が定める内容を盛り込んだ「BIM活用推進計画」を策定すること

<LCA実施型>

- LCA算定結果を国土交通省等に報告すること（報告内容をデータベース化の上、国土交通省等において毎年度公表）
- 国土交通省等による調査に協力すること

※ BIMモデルを作成した上でLCAを行う場合は、BIM活用型、LCA実施型のいずれの要件も満たすこと

● 補助額等

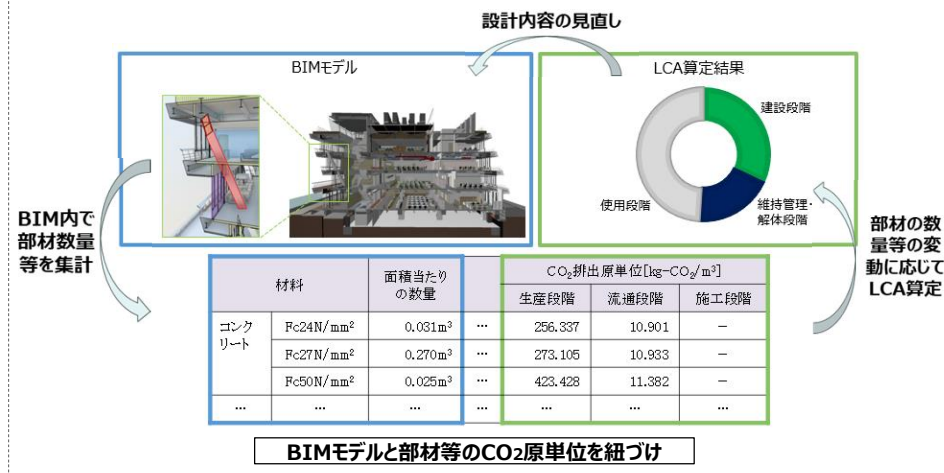
<BIM活用型>

- 設計調査費及び建設工事費に対し、BIM活用による掛かり増し費用の1/2を補助（延べ面積に応じて補助限度額を設定）

<LCA実施型>

- LCAの実施に要する費用について、上限額以内で定額補助
BIMモデルを作成せずにLCAを行った場合：650万円／件
BIMモデルを作成した上でLCAを行う場合：500万円／件
※ LCA算定に必要なCO₂原単位も策定する場合の上限額は、400万円を加算

<BIMモデルを活用したLCAの実施イメージ>



I. 国土交通省関係

II. 農林水産省(林野庁)関係

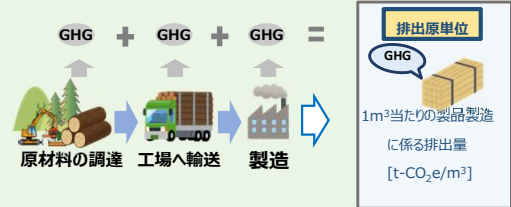
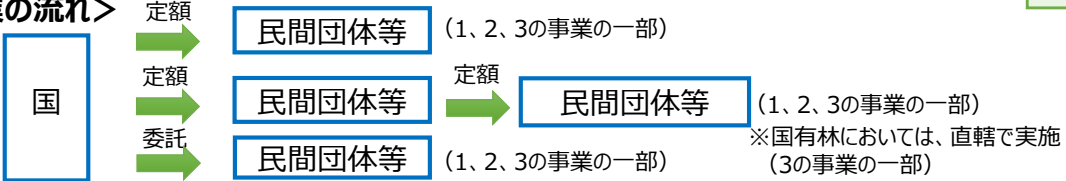
III. 環境省関係

＜対策のポイント＞

非住宅分野等における国産材の需要拡大や付加価値向上、山村地域の賑わいや所得向上に向け、J A S 構造材・C L T 等を活用した木造化、建築物 L C A の制度化を見据えた木材利用による温室効果ガス（G H G）排出削減効果の「見える化」の促進、木質バイオマスの利用環境整備、C L T 等の輸出の促進、特用林産物の競争力強化、森林空間を活用した新たな産業や雇用を生み出す「森業」の推進等の取組を支援します。

＜事業目標＞

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³〔令和5年〕→ 42百万m³〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞	＜事業イメージ＞												
1. 建築用木材供給・利用強化対策 J A S 構造材・C L T 等を活用した木造化、建築物 L C A の制度化を見据えた木材利用による温室効果ガス（G H G）排出削減効果の「見える化」の促進、合理的な木材価格の形成による森林資源の循環利用に向けた木材供給体制構築、木材産業の人材の確保に向けた取組を支援します。	○ J A S 構造材・C L T 等による木造化  ○木材利用の排出削減効果の「見える化」 												
2. 木材需要の創出・輸出力強化対策 木質バイオマスの利用環境整備、C L T 等の輸出の促進、木材利用の普及啓発の推進、合法伐採木材等の流通及び利用の促進、生産性向上・新商品開発等を通じた特用林産物の競争力強化に向けた取組を支援します。	○木質バイオマスの利用環境整備  ○C L T 等の輸出の促進 												
3. 「森業」推進プロジェクト 森林空間利用に取り組む地域の受入環境整備、企業の森林づくりをコーディネートする者の育成やJ-クレジット制度の活用促進に向けた普及活動等により「森業」の取組を支援するとともに、森林への理解醸成のため国民参加の緑化運動を推進します。 ＜事業の流れ＞ 	○新たな森林空間利用創出  ○国民参加の緑化運動の推進  【お問い合わせ先】 <table><tbody><tr><td>（1の事業）</td><td>林野庁木材産業課</td><td>（03-3502-8062）</td></tr><tr><td>（2の事業）</td><td>林野庁木材利用課</td><td>（03-6744-2120）</td></tr><tr><td></td><td>経営課</td><td>（03-3502-8059）</td></tr><tr><td>（3の事業）</td><td>林野庁森林利用課</td><td>（03-3502-0048）</td></tr></tbody></table>	（1の事業）	林野庁木材産業課	（03-3502-8062）	（2の事業）	林野庁木材利用課	（03-6744-2120）		経営課	（03-3502-8059）	（3の事業）	林野庁森林利用課	（03-3502-0048）
（1の事業）	林野庁木材産業課	（03-3502-8062）											
（2の事業）	林野庁木材利用課	（03-6744-2120）											
	経営課	（03-3502-8059）											
（3の事業）	林野庁森林利用課	（03-3502-0048）											

I. 国土交通省関係

II. 農林水産省(林野庁)関係

III. 環境省関係



【令和8年度要求額 12,463百万円（3,820百万円）】

業務用建築物のZEB化・省CO2設備の導入等の支援により、脱炭素化と健やかで強い社会づくりを目指します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物のZEB化や省CO2設備の導入等を支援することで、建築物の脱炭素化を促進するとともに、ウェルビーイング／高い生活の質の実現やレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

（1）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）

- ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
- ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
- ③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

（2）ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

- ①ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業
- ②低炭素型建材活用新築ZEB支援事業
- ③ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

（3）水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

（4）CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業）

（5）省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業）

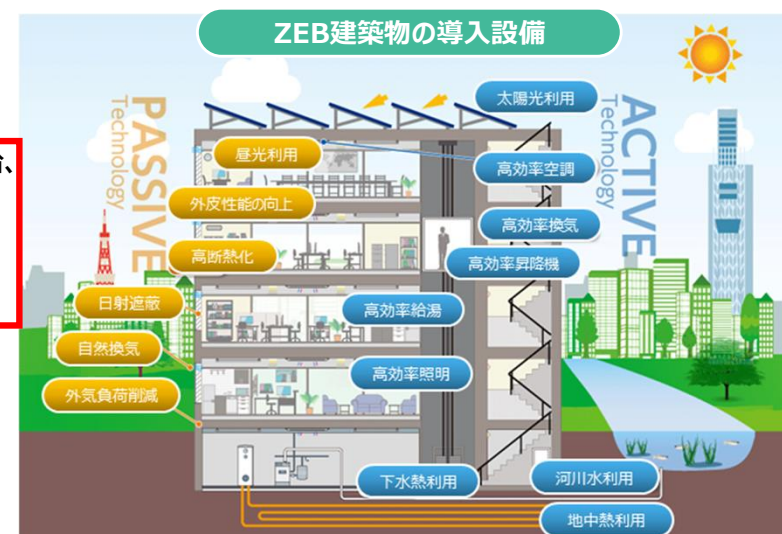
- ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
- ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

（6）サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）

3. 事業スキーム

- 事業形態
 - 委託先及び補助対象
 - 実施期間
- メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ



施設の省CO2化と災害・熱中症対策／サステナブル倉庫普及





建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を支援します。

1. 事業目的

運用時のみならず建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を促すため、先導的にライフサイクルカーボンの算定や、低炭素型建材の活用を行う事業について支援する。

※注 ライフサイクルカーボン：建築物の構成部材の調達や設備の製造から解体に至るまでのライフサイクル全体において発生する温室効果ガス

2. 事業内容

① ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業

建築物がライフサイクル全体（運用時、建築時及び廃棄時）で排出するCO2などの温室効果ガス（ライフサイクルカーボン）の削減を目指す取組を促すため、ライフサイクルカーボンを算定する事業を支援する。

- ◆補助要件：ライフサイクルカーボンを算定すること、ZEB Oriented基準以上の省エネルギー性能を満たすこと、エネルギー管理体制を整備すること 等
- ◆補助対象経費：ZEB化に資するシステム・設備機器の導入に伴う費用 等※3

② 低炭素型建材活用新築ZEB支援事業

- ①に加え、低炭素型の建材（鉄、コンクリート、木材等）を使用する建築物について支援する。
- ◆補助要件：①に加え低炭素型の建材を導入すること 等
- ◆補助対象経費：①に加え低炭素型の建材の導入に伴う費用

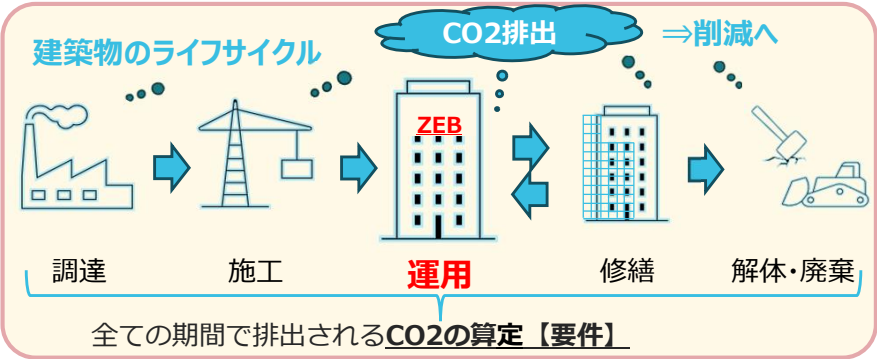
③ ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

建築物のZEB化を先導・推進するために必要な調査及び普及啓発の検討等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②間接補助事業（55%～21%（上限5億円））③委託事業
- 補助対象及び委託先 地方公共団体※4、民間事業者、団体等※5
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ



ZEBランク	補助率（％）	
	事務所等以外 ※1	事務所等 ※2
『ZEB』	55	30
Nearly ZEB	38	25
ZEB Ready	30	21
ZEB Oriented	30	対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の用途を指す。
※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の用途を指す。
※3 EV等（外部給電可能なものに限る。）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）。
※4 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く（用途が病院等の場合、すべての地方公共団体が対象）。
※5 ①②について、延べ面積が10,000㎡以上の場合、民間事業者・団体等は対象外。

公共部門における建築物LCAの取組

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画である**政府実行計画**を令和7年2月に閣議決定。
- 政府の率直的な取組の1つとして、**建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む。）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める**ことを位置付け。
- 全府省庁を構成員とする「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」において、**取組内容の具体化や優良事例の共有、技術的支援等を実施し取組を進めていく**。
- また、地方公共団体は、地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）において、**国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率直的な取組を実施するとされている**。
- 地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル等により**必要な支援・助言**を行い、地方公共団体においても**政府実行計画の趣旨を踏まえた率直的な取組が行われるよう促していく**。

【参考】政府実行計画（令和7年2月18日閣議決定）

第四 措置の内容

2 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

- ① 建築物の運用時に加え、以下の取組を始め、建築物の資材製造から解体（廃棄段階を含む。）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出の削減に努める。
 - ア 温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材等を選択する。
 - イ 建築資材や建設廃棄物等について、温室効果ガスの排出削減等に資する方法での輸送に努める。
 - ウ 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。
 - エ H F Cを使用しない断熱材の利用を促進する。
 - オ 業務用エアコンの冷媒に用いられているH F Cについて、機器使用時の冷媒の漏えいを監視するとともに、機器廃棄時にH F Cを適切に回収する。
 - カ 建設廃棄物の抑制を図る。
 - キ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、庁舎等における木材の利用に努め、併せて木材製品の利用促進、木質バイオマスを燃料とする暖房器具等の導入に努める。